

感 染 対 策 指 針

平成	14	年	12	月	1	日	制定
平成	17	年	4	月	1	日	改正
平成	19	年	3	月	20	日	改正
平成	19	年	7	月	17	日	改正
平成	26	年	4	月	15	日	改正
平成	30	年	11	月	16	日	改正
令和	3	年	6	月	24	日	改正
令和	4	年	9	月	20	日	改正

埼玉医科大学病院

埼玉医科大学病院における感染対策指針

I 総則

1-1 基本的考え方

埼玉医科大学病院（以下「本病院」という）は「すべての病める人に、満足度の高い医療を行なうよう努める。」ことを基本理念としている。本病院は、医療法に基づく特定機能病院として、傷病者の健康回復および維持増進を図るために総合的かつ高度で安全な医療を提供する役割を担っている。より質の高い医療を実践するためには施設内の感染を未然に予防することが不可欠であり、施設内の感染、感染症を最小限にするために感染対策に努め、感染症が発症した場合には厳重かつ迅速な対応を行うために委員会や Infection Control Team (ICT)などを組織し、協同してこの任にあたるものとする。

1-2 組織および体制

感染対策の実務遂行のため、感染防止対策委員会、感染対策室、ICT、抗菌薬適正使用推進チーム、感染対策実務者、感染制御リンクナース、HIV サポートチームを組織する（図1）。さらに本病院の医療安全対策委員会、医療廃棄物処理委員会と連携し感染対策を遂行する。

- （1）感染防止対策委員会は、本病院における感染対策を実施するため、感染対策室や下部組織にて協議された事項を検討し、見解を示すとともに、審議がある場合には病院ボード会議に意見を上申する。
- （2）ICT、抗菌薬適正使用推進チーム、感染対策実務者、感染制御リンクナース、HIV サポートチームは、感染防止対策委員会、感染対策室からの提案を検討し、実施する。必要に応じて感染防止対策委員会、感染対策室に意見を上申する。

1-3 職員に対する研修・教育

本病院に従事する職員に対して、感染防止に関する継続的な研修・教育は重要である。医療従事者は、感染対策に関する基本的な考え方や予防のための技術を身につけるために、感染防止対策委員会や ICT、感染対策室が主催する講習会や研修会に積極的に参加する。感染防止対策委員会は、定期的に講習会を開催し、職員の継続的な教

育に努める。

1-4 感染症発生時の報告

本病院で問題となる感染、感染症の発生や異常を察知した場合には、ただちに病院長、感染防止対策委員会、および関連部署に報告する。

また、結核患者発生時や感染症法で定められた疾患を診断した場合は保健所に速やかに報告し、状況に応じて相談、支援を受けるものとする。

1-5 感染症発生時の対応と連絡、報告体制

本病院で問題となる感染、感染症の発生や異常発生時において感染対策室を中心に迅速にかつ横断的に対応する。(図2) 異常多発事例においては、病院長の指示下において対策委員会を設置して対応にあたる。(図3)

1-6 当指針の閲覧

当指針は、本病院ホームページにて閲覧が可能である。

本指針は、患者およびその家族、から閲覧の要求があった場合には、これに応じる。

1-7 その他の感染対策に係る基本方針

本病院職員は、感染防止対策委員会、感染対策室や ICT による指導の下、すべての患者に対して、感染防止対策マニュアルに沿った標準予防策や経路別予防策を中心とした感染対策を実施する。

附則

(平成 14 年 12 月 1 日制定)

平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 20 日から施行する。

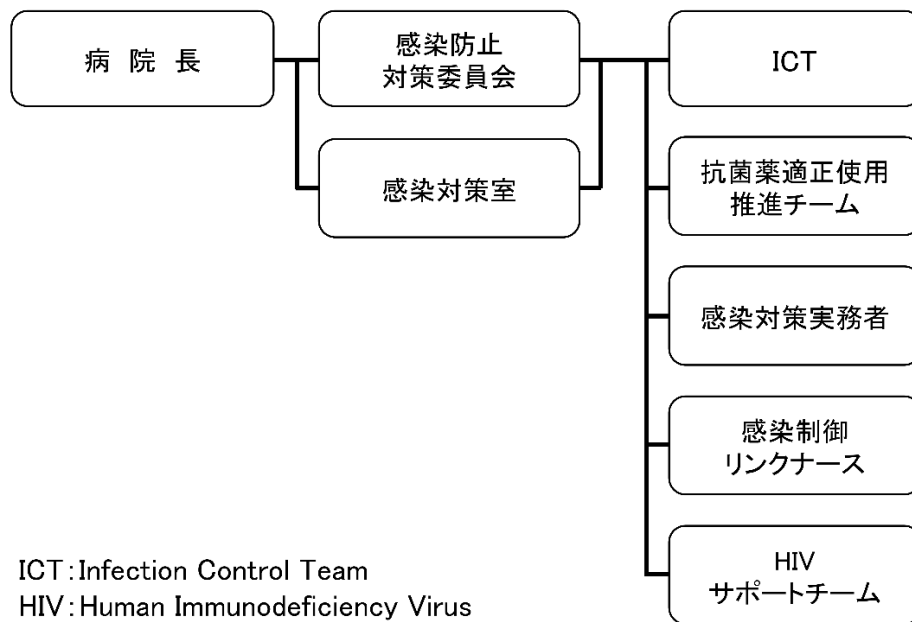
平成 19 年 7 月 17 日から施行する。

平成 26 年 4 月 15 日から施行する。

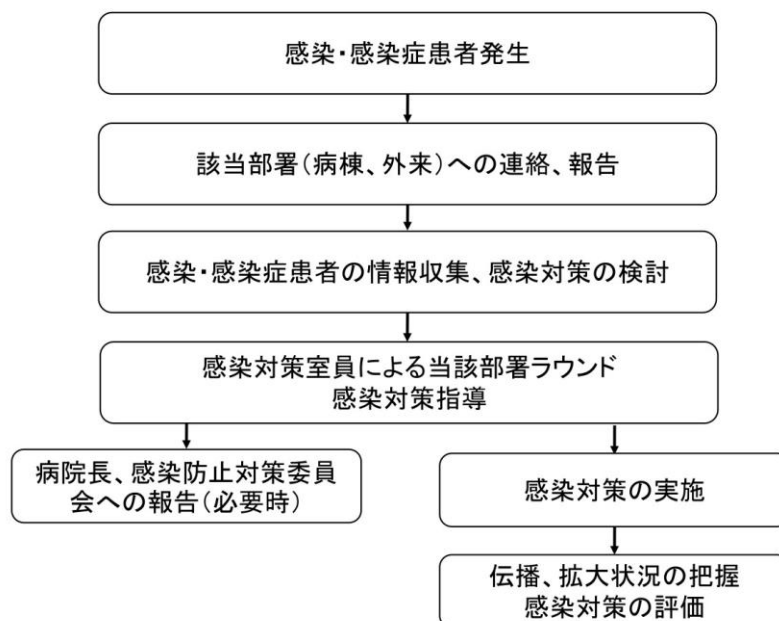
平成 30 年 11 月 16 日から施行する。

令和 3 年 6 月 24 日から施行する。

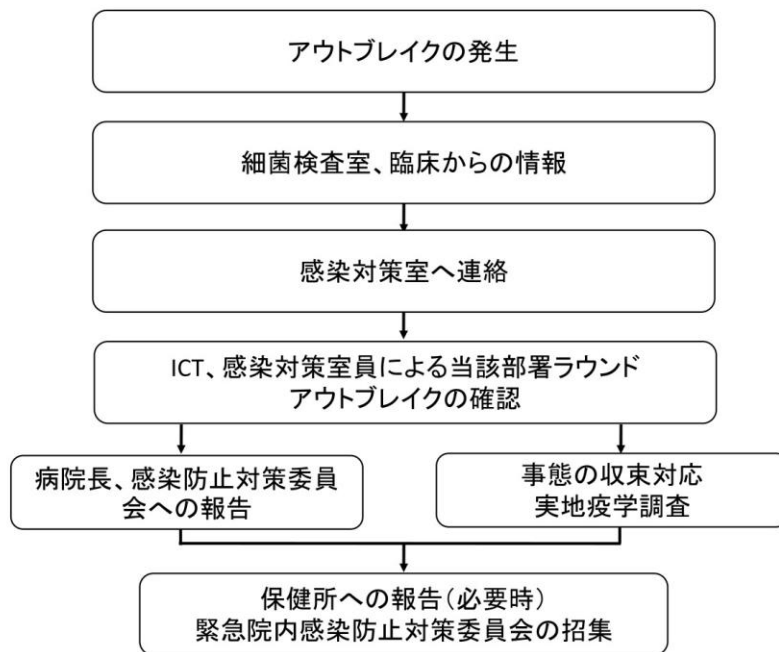
令和 4 年 9 月 20 日から施行する。



埼玉医科大学病院感染対策組織図（図1）



感染・感染症患者発生時の対応（図2）



アウトブレイク時の報告体制（図3）